

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和3年9月17日（金）午後3時～午後4時2分

場所 第2・第3委員会室

出席議員（7名）

委員長 片岡健一郎 副委員長 梅村 均 委員 鬼頭博和
委員 水野忠三 委員 黒川 武 委員 堀 巖
委員 榊谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 長谷川忍、総務部専門監 奥井博昭
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村 忠寿、都市整備課主幹 岡茂雄、企業立地推進室主幹 浅田正弘

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主事 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第74号	川井野寄地区での土地開発事業における産業廃棄物処理に係る権利の放棄及び和解について（追認）	賛成多数 原案可決

◎委員長（片岡健一郎君） ただいまから総務・産業建設常任委員会を再開いたします。

議案第74号「川井野寄地区での土地開発事業における産業廃棄物処理に係る権利の放棄及び和解について（追認）」を議題といたします。

なお、質疑につきましてはさきの連合審査会で終結しております。

これより委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いします。

◎委員（梶谷規子君） 先ほど、この住民監査請求を出された方、代理人の弁護士さんが訴状を出されたということもお聞きする中で、やはりこの議会でその訴状の結論が異なった結論が出た場合、やはりどうやって市民に説明するのかということが非常に問われると思います。

そういった中で、今回議決するのではなく継続審査にすべきではないかと考えますが、私の意見としてはいかがでしょうか。

◎委員（水野忠三君） 今の御発言の趣旨ですと、例えば裁判で継続中とか係争中のものは全部議会で審議とか議決できないということになりかねない論旨だと思いますので、賛同しかねます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに意見はございますか。

◎委員（堀 巖君） 継続審査ということについては、私は余地はあるとは思いますが。

というのは、やはりこの議会の議決というのは非常に重いものなんですね。さきのやり取りの中で、最高裁の判例はありましたけれども、一方で最高裁ではなく、差し戻したところでの議会の議決の無効というのもあります。

それはなぜかという、例えば神戸市事件は最終的には最高裁で議会の議決は認めたわけですがけれども、損害の回復を求めた訴訟というのが、住民訴訟という制度自体を根底から否定するものと言わざるを得ないというような考え方があって、それが職権、議決権の濫用に当たるとするような判旨が示されたり、やっぱり総合的に判断して、最終的な最高裁のまとめとしては、住民訴訟の継続の有無及び経緯、それから事後の状況、その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であって、上記の裁量権の範囲においての逸脱またはその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となるということで、総合的に判断した上で違法か違法でないかというところを決めているわけで、最高裁がこうだからこうではな

いという、そこら辺はちょっと裁判官によって判断が分かれるところだというふうに思います。

それをちょっと置いておいても、いろんな監査の中の経緯を聞くと、今顧みると、本当にそのこと、例えば1割負担にするというところの経緯についても、自分たちでやったら1割で済むんだというやり取り、それで市は、はい分かりましたと1割で認めた。今日のところの説明を聞いていても、どうして売買代金の1割なのか、そしてそもそもその土地というのは全く価値のない土地、事故物件な土地なわけですから、産廃が出ると。それを一千何百万というところで売買契約をして、最終的にその1割を払いましたけれども、それについておかしいんではないかというのが2つの監査を請求した側の趣旨であって、それを100%認めると、監査の内容を認めるということと言えますけど、完全にその監査の内容が常に100%正しいとは限りません。

私は、その違法は、96条第1項の手続的なものではなくて、やはり市長が取られたその1割について、最終的な判断をしたというところが合理性に欠ける、公序良俗に反するという事で、それはおかしいんではないかということで、基本的には僕は反対の立場ですけど、それを十分に今後ももう少し事情を聞きながら調査していくという期間を含めての継続審査については賛成してもいいかなという立場です。

◎委員（黒川 武君） 今、堀委員が言われたことというのは、恐らく先ほど新海弁護士に問合せをして、9月1日に訴状が出された。しかし、執行機関にお聞きするとまだ訴状のほうは届いていないということだから、それは客観的な事実としてまだ認められるものではないんですよ。

ただ、かといってじゃあ堀委員が言っていることがまるきりうそなのかと言うつもりは全然ありません。その中で、るる述べられたことについても、じゃあ、訴因は何なんだ。裁判において議論されるべき争点はどこなのかということはやっぱり訴状を見ないとはいっきりはしてこないわけなんです。だから、ない段階で、今こうだろう、ああだろうと言われても、ちょっとその議論には私は乗りにくいなと。

ただ1つだけお聞かせいただきたいのは、10月6日ということで期限を切っていますよね。市長のほうはこの9月定例会のほうに監査結果の(2)に基づいて議案を上程されたわけなんです。ただ、議会がいよいよ、まだまだいろいろ調査すべきところもあるんだと言って、議会が継続審査の扱いとすれば、10月6日には必ずしもこだわらなくてもいいのではないかなという議論までは成り立つんですよ。成り立つんです。

だから、そのところをどう判断していくか。私はできれば、やはりあま

り市民の方々に議会は何をやっておるんだということではなくて、やっぱり速やかな、議会において議決をすることによって、少なくともやっぱり違法状態を是正していくことは必要だろうなあとと思うんですが、そのところがちょっと皆さんどう思われるのか。今、継続審査が一つのポイントになってきているので発言をさせていただきました。

◎委員長（片岡健一郎君） 今の10月6日の件についても意見のある方。

◎委員（堀 巖君） 10月6日の件じゃなくて、住民監査請求に基づく、それを前置主義とした訴訟が提起されているという事実をもう少し認識していただきたいと思います。

つまり、住民監査をして、それとは全く別の趣旨で訴訟は提起されませんので、それがやっぱり不服として、つまり96条第1項の議決権の違法性だということで、監査のほうでは市長に1億1,000万円を支払えというふうに第1の1項目で言っていますけど、そうではないと。

監査の内容を見ると、そこが焦点ではなくて、1割にしたところの、そこがいけないんだよという、そういう監査の内容だと思います。だから、そういう訴訟が提起されているというふうに考えるのが普通だと思います。

黒川さんに対しての議員間討議ね。

◎委員（黒川 武君） 私は、監査の結果というのは妥当なものだというふうに判断をしているんです。

契約時に確約書とそれから契約書、片や県と市においては開発協定書、実際にやはり産業廃棄物が出てきたと。その処理をめぐって、市のほうは旧土地所有者の方々といろいろ話をしてきたと。しかし、やっぱりなかなか折り合いがつかない。そういう過程の中で、相手方のほうが売買代金の1割であると、これ以上繰り返しは言いません。

そういうところで、少なくとも当事者間の合意に達したわけなんです。合意に。これは当事者間の合意というのは、私はやっぱりそれが法令に触れない限りはやっぱり尊重すべきだろうなと思うんですが。残念なことに、地方自治法第96条の権利の放棄と和解に関して、議決が必要だという認識がどうもなかったんだらうなといったところが今回の大きな原因になったのかなと思うんですが。

だから、私は監査の勧告については妥当なものだと、そういう立場に立って発言をさせていただくということです。したがって、先ほど申し上げたように、訴状が提出されているからと言われても、それは客観的に我々として目にしているわけじゃないんですよ。だから、前置主義として云々かんぬんと言われても、じゃあ監査請求したとまるきり同じことが訴状の中の中身

なのかどうか、そういうことが明らかではないんですよ。訴状がないわけだから。だから、そのことを私は申し上げているのであって、だからそれを理由にして、その訴訟の判決が出るまで、あるいは判決が出るのを受けてというのは少し同意しかねる部類があるわけなんです。

◎委員（水野忠三君） 今の黒川委員の継続審査に同意しかねるという理由の部分を含めて、基本的には私も賛同いたします。

監査の結果、監査の勧告が妥当であるということも、私も考えて、そのとおりだというふうに思います。

そしてその上で、そもそもという話で言えば、やはり請求された方というか、請求人と言っていいのかあれですけども、住民訴訟を提起されたことというのは、本来議会の議決などとは別の問題ですし、もっと言えば、住民訴訟の、提起された請求人の主張が正しいかどうかというのも、裁判で明らかにならなければ、その主張が正しいとする根拠自体ないわけですから、そのようなことと、要するに議会の議決をリンクさせることはおかしいと思います。

今回の議案第74号の追認の議案というのは、監査の勧告に従って提出されたわけですから、各議員が監査の結果とか、その勧告が適切だと判断すれば、議会において議決すべきであって、要するに正しいかどうかはまだ判断されていない、その住民訴訟とリンクさせることはおかしい。別の問題として切り離して考えるべきだと思います。

あと、その上でなんですけれども、先ほど判例について御議論、いろいろ判例の判決か何かを引用されておっしゃられた部分があったと思いますが、結局のところは議決が違法だというのが認められるのはかなり限定された場面で、要するに議決が違法だということ自体認められにくいということが、まずあると思います。その判決文、長い引用された部分がありましたけれども、結局のところは議決というのはそれだけ重くて、違法だというふうに判断されることは少ない。かなり限定された場面だということだと思いますので、その意味でも、議決ということはしっかりするべきだと思っております。

◎委員（梶谷規子君） 本当に議決していくのは本当に重いもので、重いものであるということは皆さんの中で一致してきていると思います。

その訴状がまだ市には届いていないというところで推測するのはどうかという御意見でしたが、やっぱり住民監査請求を何度読み込んでも、どうして旧地権者が1割負担なのか。その1割が売買代金の1割だということがどうしてなのかというのが何度も出てくるわけで、その訴訟の結論がやはり3割負担するべきだ、4割、5割とかいう結論が出た場合、ここで今議決したも

のがどうなっていくのか。先ほど地元の市民の人たちのことを考え、これからあの場所で頑張っていこうという企業の人たちのことを考え、本当に速やかに議決という方向も出ましたが、もちろん、その方向は正しいと思います。

だけど、今やっぱりこのような住民訴訟が出て、新聞報道などで読んだ方は、やはり納得いかない。1億1,000万あればもっとこういうことに使えたのという市民の方は本当に多いわけです。やはり旧所有者がもっと負担すべきだという声のほうが私たちのほうにはたくさん届いている中で、この議決を本当に賛成多数で通しちゃっていいのかというところが非常に問われているところなんです、どうでしょうか。

◎副委員長（梅村 均君） 1割負担が適切かどうかというところで継続審査というようなふうに取りました。

この件に関しまして、やっぱりそれは市民の理解を得るといえるのは本当に難しいところであるかもしれませんが、さきの連合審査での質疑の中ですとか、いろいろ聞いてきた中で、職員さんが交渉した中で十分やってきた中、とにかくこの企業誘致を成功させるために、成功させないと損害も出てしまうし、成功させれば利益もあるということで、そんなことに本当に気を使いながら折衝してきたというところは感じましたので、そんなところで、1割でも判断できるんじゃないかなというふうに思っています。これ以上調べる必要はないんじゃないかなと思っています。

裁判は裁判で、それはあるならあるで仕方がないんですけども、やっぱり議会は市民の代表機関ということで、議会としての結論を出していかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

◎委員（鬼頭博和君） 私も、黒川さん、また水野委員、梅村委員が言われたように、やはり1割負担の疑問というのはどこまで行っても残る可能性はあると思いますけれども、やはり監査のほうから勧告も出ているということもあるし、やはり速やかな議決というのは必要であるというふうに私も考えますので、ここで採決を採ったほうがいいと思います。以上です。

◎委員（堀 巖君） 私の、私のというか、休業協力金の事件のときに、誓約書が絶対だというふうに片岡委員も言われたのを覚えていますでしょうか。僕はあの言葉を非常に印象的に残っています。

今回、確約書が全く意味のないものになるわけです。それを皆さん御承知しているところですか、委員の皆さん。

つまり、市の有利になる、不利になるというところで判断が分かれちゃ駄目だと思います。

今回の確約書は、向こうが裁判を起こしたところで確約書があるじゃない

か、そうじゃないですか。売買契約書と確約書はセットでしょう。それが全く無になるということ自体、議会が認めるということですよ。

◎副委員長（梅村 均君） その確約書が絶対なら、どうして協定書ってあったんでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 協定書というのは、3者で市に、それまでにきちんとやりなさいよという、市が最終的に払いなさいよという、そういう協定書ではありません。

だから、そのときに市はやっぱり請求しなければいけなかった。今回債務があるとして。だけど、それをせずに合意書という別の契約、これも契約です、一つの。契約でもって1割でいいですよというふうにしたわけです。

それ自体がおかしいですよというのが、僕の主張でもあり、2つの監査の趣旨だというふうに理解していますけど。それで、それを置いておいても、議会がそれを、確約書というものを全く無視していいんだということの結論になるということは理解されていますでしょうか。

◎副委員長（梅村 均君） 確約書が全く無視されるものというふうには捉えていないです。

確約書があって、もちろんそのとおりに履行されなければいけないんですけども、その背景、事情によってはそうならないときもあるという、そういうふうに捉えています。

◎委員（堀 巖君） だから、その背景や事情が、今回その企業誘致を進めなければならぬと、さっき再三説明があった、これが止まったら幾ら損害が出るとか、そういうことで議会が認めるという皆さんの意思なんだけど、今発言を聞いていると、それでいいんですかという投げかけです。

僕は、法律的に確約書、契約書にこうやって書いてあって、本人が自費で処理するんだと言っているわけだから、途中でも自分でやりますというのでも出てきますよね、交渉の中で。だけど最終的に、そうじゃなくて市がやって、で1割負担にしたわけですけども、そのことについて、多くの市民が今でも納得できていないし、確約書があるのにどうしてと。

弁護士だって最低でも5割と言っているわけ。いろんな事例の、全国でもこういうことはあって、例えばその土地はほとんどお召し上げ、価値がない土地だから、そういう意味で新海弁護士のほうは売買代金の全額という、処理費用1億1,000万円ではなくて、手元に現金があるでしょう、それはお召し上げで払うべきだよと、そういう趣旨だと思うんですよ。

だから、それについて議会としてそうではないと、やっぱり1割負担で、この交渉の経過からして妥当だという判断をされるということを聞いている

んだけど、僕は納得できないという意見です。

◎委員（黒川 武君） ちょっと、堀委員さんに以前からお聞きしたいなと思っていたことは、昨年12月定例会の補正予算、その前の各会派の説明と11月20日全協での説明ということがあって、全額市のほうで処理をすると、そのための補正を12月定例会で上げますということで上げられたわけなんですね。

ところが、財務常任委員会の中で、旧土地所有者との折衝の過程の中で、売買代金の1割を負担していただくことができましたと、そういった同意となりましたといったことが財務常任委員会の答弁の中で出たわけなんです。

だから、その時点でそういう答弁も聞いた上で、補正予算に堀委員は賛成されたと思うんですが、そうですね。だから、それが今時点でなぜ1割負担だと言われるのは、その辺はなぜなのでしょう。

昨年12月定例会の財務常任委員会で、旧土地所有者から売買代金の1割を負担していただくことで合意しましたといった答弁があったんですよね。ありましたよね。そういうことも含めて補正予算に賛成されて、このときは賛成多数だったですね。賛成多数で可決されたわけなんです。

本会議においても賛成多数で可決されたということなんですが、その辺の考えが、今お聞きしていると変わってきているのはなぜなのかなと思うんですが。疑念が出てきたんだろうと思うんですけど、そのところをちょっとなぜなのか御説明いただきたいと思います。

◎委員（堀 巖君） 補正予算に賛成したのは、企業誘致をやっぱり進めなければならないという、そういう総合的な判断をしたわけなんです。

でも、その時点では、あのときは僕の議員辞職勧告決議があって気が動転していたのもあって、ちょっと思い出しますが、12月補正ですよ、12月の議会のときには、求償するんだろうなということを思ったんです。でも、その財務常任委員会の中で、1割負担でという説明があったかもしれませんが、その時点でその1割負担を議決したわけでは僕はないと思っていました。

つまり、総予算、処理費の1億7,000万の全体の処理費については議決、賛成をしたということで、後で求償をどうするのかというところについて、その1割負担で合意したことについて、即座にそれで確定したというふうに頭がちょっと回っていなかったのかもしれませんが。

ただ、その後住民監査請求が出て、いろんなこの経緯を読んでるうちにやっぱりこれはおかしいぞということになったわけです。

ちょっと黒川委員にもちょっとお聞きしますが、黒川委員はその財務常任委員会のときを鮮明に覚えてみえて、それで1割合意で、そのときに、あ

あ、1割でいいんだなというふうに考えられたんでしょうか。

◎委員（黒川 武君） 私は昨年も現在も委員長という立場ですから、当然質疑には参加はできるだけ控えてはおります。

だから、そういう意味合いでは、委員会の意思、本会議の意思というのは私はやっぱり尊重しなければいけない立場にある。だから、私の考え方、結論的に言えば、令和2年12月定例会で補正予算を可決したんだと、そのことと今回の議案第74号というのは整合性がある形でやっぱり決着をつけなきゃいかんだろうなというのが私の考えでございます。

◎委員（水野忠三君） 今のところに関連いたしまして、昨年の令和2年12月議会で堀委員、もちろん委員会での採決でも、そして本会議での採決でも2回、採決の場面がございまして、その両方において賛成されている。2回とも御自身の内面は分かりませんが、正常な判断ができない状態だったのか。

そしてもう一つ伺いをしたいのが、やはりその令和2年12月のところの議会で御説明いただいた、執行機関から説明していただいた事実が、全てこれは堀委員が今主張されている内容、基礎とする事実と同じで変わっているところがないのではないかというふうに思います。

要するに、堀委員が今主張されているその論旨の根拠となる事実が、令和2年12月議会で執行機関が説明された事実と何ら変わっていないと思います。が、その点はいかがなんでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 全協だったか、どこかで言ったかと思いますが、12月のところの説明、12月議会においてというところについては監査の中でも書かれています。

それは議決したとは言えないということなわけですが、でも、その今の理論でいうと財務常任委員会でみんな賛成したじゃないかということであれば、今回の議決がなくても議決があるかないかという別にしても、議決をしなければ直ちに全ての合意書が無効になるということはないと思います。全ての今までの合意書が無効になるということはないと思います。

ちょっと論議がずれていますけど、そのことと、例えば情報としては元県議会議員の土地だったということが示されていなかったではないかと、示されればもっと議論が深まったんじゃないかというのが、木村議員のほうからもあったという話をしたと思いますけど、そのときに与えられた情報に基づいて、気が動転して判断力がなかったとまでは言いませんけど、そのところを見逃していたというところはさっき述べたとおりかもしれません。財務常任委員会で、それで1割が決まってしまって、このままいくことについて、

ちょっとうっかりしていたのかもしれませんが。だけど、後々やっぱり考えてみるとそれはおかしいということはさっき述べたとおりです。

◎委員（水野忠三君）　ちょっと分かりません。

先ほどの連合審査で、要するに地方自治法上の権利の放棄とか和解を経ずに合意書を締結したということで、監査から違法であると指摘を受けていて、議決をしないということはその違法な状態をそのまま継続することになっちゃうよという、そういう話の流れだったと思いますけれども、ですから、自分はその追認の議決をしたほうがいいと思っているんですけども、例えば先ほどの中で、地主さんが県会議員さんだったとか何とかとか、その個人の属性、地主さんの個人の属性が何の影響があるんでしょうか。

◎委員（堀　　巖君）　そもそも2筆を事前調査しなかったという点がありにも市民から見るとピンポイント過ぎるということ。そのことがそれとリンクさせて考えさせられちゃうんではないかというおそれがある点、それから水野委員は、勧告は第1番目には市長は岩倉市長、久保田桂朗に請求することというのが第1番なんです。それをしないときは、議会の議決をしろと言っている。だから、絶対に議会の議決をしろとは言っていないんですよ。そうじゃないですか。

◎委員（水野忠三君）　ですから、その議決が必要なければ否決をすればいいだけの話であって、その議会の中で審議をして議決をするのが妥当だと思えば議決をして、議決が妥当じゃないと思えば否決をすればいいだけの話だと思います。

それから、ちょっとお答えいただいてないんですけども、もう一度聞きます。

旧土地所有者の個人としての属性がどういう影響があるのか、その市民の抱くイメージとか、そういう抽象的な話だけなんでしょうか。

◎委員（堀　　巖君）　全体的な、何と言うか、法律的なとか手続上のこととは、その市民の属性は全く関係ないというふうに思いますけど、やはり市民の目から見ると疑わしいなというところを払拭するためにも、いろんな議論があったのではないかなというふうには思います。

◎委員（水野忠三君）　ですから、何かそういう不信感といいますか、そういうものを払拭するために議会での審議なり議論なりがあるわけでございまして、それを払拭するような議論をしっかりとしていかなければいけないのかなというふうに思います。

◎委員長（片岡健一郎君）　ほかに。

◎委員（梶谷規子君）　先ほど黒川委員が12月で議決したでしょう、補正予

算を認めたでしょうというふうに言われたんですけど、私たちも12月議会の補正予算では賛成はしなかったんです。でも、その理由がこの土地問題ではなく、ちょうど給与条例のほうで、期末手当の削減ということで、これだけ頑張っている職員がいる中で、国家公務員と同じように準じて削減すべきではないという主張で反対をしている補正予算で、そのときにはこの産業廃棄物の処理に関わる1億7,000万について、物申していなかったわけですが、この住民監査請求で、監査結果の中で新たな事実がたくさん分かり、やはり新聞報道もあって、いろんな市民からたくさん私どもの下に意見があり、やはり大きな1億1,000万を本当にもっとこういうものに使えたのにと人々からの、旧地権者の人たちがなぜ1割でいいのかという市民の声が非常に多かったというところで、先ほどの意見です。

なので、やはり住民監査請求の中でいろんなことが明らかになり、市民の目にも触れ、市民に対して本当に説明責任を果たせるのかというところが私たちも問われているところで、本当にこの議決が重いものだということです。

◎委員（水野忠三君） 議決を左右するほどの新しい明らかになった事実というのは何なんでしょうか。新たに明らかになった事実というのは、ささいなことじゃなくて、議決を左右するほどのというのは。

◎委員（梶谷規子君） 12月に補正予算が終わってから、2月に県も含めて3者で合意書を結ばれているということは、その後の新たなことで知りませんでした。

◎委員（水野忠三君） それが議決に影響するんでしょうか。

◎委員（堀 巖君） ちょっとよく分からなくなっているんですけども、12月議会の補正予算のときの説明は1割で考えているというようなことの説明だった……、議事録を読み返していないので分かりませんが、さっき言ったように、2月には合意書を締結してここで確定したんですよね。12月の時点では確定していなかったんですよね。だから、僕の記憶が多分あまり薄いんだというふうに思うんですけど、その点で水野委員は、その12月補正のときの説明で1割を、さっき黒川委員にも聞いたけど、1割にするという説明を受けて、納得されたんですか、そのときは。

◎委員（水野忠三君） 1割が適正かどうかという、それはもちろんもっと負担していただけるならそれにこしたことはありませんけれども、先ほど連合審査の質疑でもあったように、要するに工業団地が完成せずに挫折した場合の損害であるとか、将来見込まれる税収であるとか、そういうマイナスとプラスを総合的に判断してこれはやむを得ないというふうに判断したわけで、

1割負担でオーケーということでは必ずしもないです。

◎委員（堀 巖君）　じゃあ、1割負担でないとすると、どのぐらいの負担が相当、妥当だというふうにそのとき考えていましたか。

◎委員（水野忠三君）　ちょっと多分、ずれていく話だと思いますけれども、1割という数字自体が、例えば妥当かどうかということについては、多ければ多いほどいいという。1割よりもたくさんだったら、それにこしたことはないけれども、今1割だということで、先ほど言ったように、将来見込まれる税収であるとか、可能性として考えられる損失などを総合的に考えた場合にはやむを得ないという判断です。議決には賛成したということです。

◎委員（鬼頭博和君）　ちょっと今論点がどうも大分ずれていると思うんですけども、監査の勧告で10月6日までに議決をしろと。今の状態は違法な状態だということが執行機関から答弁もありました。この違法な状態を、議決をせずに延長するということは、やはり適當ではない、適切ではないというふうにというふうに私は思います。

その点について、榎谷委員はどう考えますでしょうか。

◎委員（榎谷規子君）　違法な状態というのを、あまりにも議会の議決がないことという96条の問題にしてみえるけれど、違法なというのは、住民監査請求の結果などを見ていくと、本当に確約書の問題、開発基本協定書と確約書との問題や、ずっとそういった中で、やはり1割負担というのが違法だということを書いてみえると思うんですが。

◎委員（堀 巖君）　そうですね、その裁量権の逸脱は96条第1項で議決をしなかった案件でも、ずっとそれが行政行為としては有効で、進んでいくことは可能なんです。

ただ、監査の指摘としては、議決すべき案件だったんじゃないかという、そういう指摘ですよ。だけど、私はそれよりも榎谷委員が言うように、96条、手続的な問題を言っているのではなくて、今回大事なのは、1割相当が本当にいいのかどうなのか、市民から聞かれたときに議員一人一人が、今当局が言うように、損害やそういうことで説明がつくのかどうなのか。

僕はつかないと思っているんです。それはなぜかというと、税収が云々かんぬんというけど、例えばそれはシミュレーションが手元に示されたわけではなくて、どういう企業が入って、どういうもうけがあって、固定資産が幾ら入って、例えばそれが地方交付税で見た場合、税収分はある程度は減らされるわけですから、全体的に市の総収入としてどうなのかという、本当にもう少し細かい検討をされるべきですよ。増収増収というんだったらね。だから、それが不在中の仮定の話です。

これ議決しなかったら事業が止まるというけど、さっき言った裁判が起こされるといって、裁判を起こしたところで相手方に勝ち目はないですよ。その確約書がある以上と僕は思うんです。だけど、皆さんが裁判を起こされたら大変で、負けて、市の損害が非常に及ぶということで、今回起こされている訴訟は全く影響がないと。地権者から起こされる裁判のほうがよっぽど重大な市の損失だというふうに考えられるのかどうなのか。どうでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） 意見ございますか。今の意見に対して。

◎委員（水野忠三君） 例えば地方交付税が減らされる云々かんぬんという話がありましたけれども、やっぱり自主財源を確保する取組というのはまず重要だということと、それからやはり損失、損害などが当然見込まれるという予測の下で判断するというのは妥当な予測であれば当然のこととございすし、例えば仮にこうなったらとか、こうならなかったらとか、そういうことは様々可能性としてやはり議論して、それが妥当かどうかというのは議会の議決で判断するということになるんじゃないかなと思います。

それから、確約書については、全く無視されるとかそういうことではなくて、やはり確約書の文言についても一定の解釈が当然あり得る、当時確約書を取り交わした当事者間でどういった交渉がなされて、その交渉の経緯でその文言についてはどのような解釈がなされるべきか。例えば、土地の値段の何倍も産廃処理費用がかかったら、その産廃処理費用を全額負担するのかとか、そんなことは当然確約書を取り交わした当事者間でも、そんなことは考えていないはずですし、当然自費で処理するといっても、例えば土地を売った地主さんが、その土地の売買代金全額持っていかれる、つまりほぼ贈与とか無償で贈与するのに等しいようなことを、確約書を取り交わした当事者間でそんなことまで考えていたかということ、それはどうかなというふうに思います。

つまり、合理的な範囲内で確約書の文言も解釈されるべきであって、例えば確約書に文言上こう書いてあるじゃないかということだけで決まるものではないと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎委員（堀 巖君） 今の水野委員の話はにわかに信じ難いというか、解釈が無限に広がっているように聞こえるんですけれども、自費でかつ責任を持って撤去しますという文言にどんな余地があるんですか。

◎委員（水野忠三君） その確約書の取り交わした当事者間の合理的な意思解釈になると思いますけれども、当然信義誠実の原則とか、法律上の当然前提とされるべき原則があるわけですから、そういうものに従って判断される。

その実際の当事者間の合理的な意思解釈が妥当かどうかというのは、例えば裁判所で判断されるとか、そういうことはあり得るかもしれませんが、今の執行機関の説明を聞いた場合に、確約書について、例えば産廃処理費用の全額を負担するだとか、土地の売買代金を地主さんが出すだとか、そのようなことが果たして確約書を取り交わした段階で、あるいは当事者間で、そういうことを考えていたかということ、そういうことは考えにくいんじゃないかというふうに思います。

当然、確約書の趣旨としては、例えば産廃が出てきて一定の軽微なものについて自分で処理する、自費で処理するということはあると思いますし、無限に、例えば産廃処理費用が一体幾らかかるかということで、例えば極端な場合を考えてみれば分かると思いますけど、産廃処理費用が例えば何十億円かかるかとか、何億円もかかるという話になってきた場合に、その全額を負担するというのが、この確約書を取り交わした当事者間でそんな合意があったなんてことは到底考えにくいと思います。

◎委員（堀 巖君） それについては監査の2人の弁護士の方、市の顧問弁護士の那須弁護士、それから新海弁護士も同じ趣旨のことを書かれていますよね。それを否定するものではありません。

だから、1億何千万、これで払うということは権利の濫用に当たるよというふうに言われているんですね。そのことを水野委員は今言われているということですか。

◎委員（水野忠三君） そのことも当然含めてということになりますけれども、もっと当事者間で、交渉過程で議論が重ねられて、それが当然書面じゃなくて口頭での部分もあるかと思いますが、当事者間で信頼関係を醸成していく中で、一定の確約書についても解釈の幅が狭められていって、お互いに確約書の中身については一定の理解ができているというふうに思います。

◎委員（黒川 武君） 議論が何か感想めいたものになってきているなと。我々にとってみれば第74号の議案そのものの審査なんですよね。ああだったらどうだ、こうだったらどうだと、そんなことを言っておったら議案審査になりませんよ。

だから、やっぱりそのところは、提出されておる議案第74号、この中で事実はどうであったのかということは先ほど質疑の中でいろいろお聞きしているわけです。あとはこれをどう判断するかということだと思います。

大変有用な委員間討議がなされていると思うんですが、だんだん同じことの繰り返しのようになってきますので、あとは委員長、何か取りまとめ

ができるんだったらお願いしたいし、あるいは委員間討議を閉じて採決に移られるという判断をされるのであれば、そのことは委員長、お任せいたしますので、お願いいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） 委員間討議、たくさんの御意見が出ました。

継続審査にしてはどうかという御意見も出ましたが、この委員間討議を見せていただいている感想としては、採決をするべきだといった意見が多いように感じます。

よって、私としてはここで委員間討議を終結し、討論に入りたいというふうに思っております。

ほかに討議すべき事項がないようですので、委員間討議を終結します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 議案第74号に反対の立場で討論いたします。

やはり監査の指摘は、96条第1項の議会の議決がされていないという手続論が違法だと言っていますけれども、そうではありません。

やはり1割というその負担についてが裁量権の逸脱であって、一般的な感覚からすると、それは公序良俗に反する。やはり最低でも那須弁護士は5割でもとして、監査の中では売買代金の全額を支払うべきだという、そういう判断がされている監査請求だったと思いますし、顧問弁護士の考え方だと思います。

ですから、1割というところについて到底納得はできないし、市民に対しても私は説明することができないし、議会が議決するということになる、今後は議会の議決の裁量権の逸脱という話に責任がすり替わっていきます。

そういうことを考えると、これはもう少し慎重に審査されなければならないし、それができない、採決を強引に進めるのであれば、私は反対の立場を取らざるを得ないというふうに思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに討論ございますか。

◎副委員長（梅村 均君） 議案第74号「川井野寄地区での土地開発事業における産業廃棄物処理に係る権利の放棄及び和解について（追認）」の議案に対しまして、賛成の立場で討論をします。

今回の議案は令和2年12月定例会で可決されました議案第102号の一般会計補正予算と関係があります。その補正予算の審査においては、いわゆる旧地権者の1割負担の支払いなどの説明等がなされ、産業廃棄物処理委託料として1億7,200万余りの予算を可決し、岩倉市が支出することは認めているものであります。

今回、その関連で追認議案として、旧地権者に対する権利の放棄及び和解の議案が提出されました。この内容を分かりやすくしますと、市として廃棄物処理料を支払うことは認めてもらったが、旧地権者に対してこれ以上請求しない。和解してもよいかという内容と理解しています。

本来であれば、確約書に従って産業廃棄物の処理費は旧地権者が自費で責任を持って処理をしてもらいたいところではありますが、処理費用があまりに高額であり、市の事業に協力をしてもらっている背景もある中、土地売買代金を超える額の負担を求めることは、権利の濫用になるのではないかということや、旧地権者は本件廃棄物が埋設されていることを承知していなかったという事情があります。

このまま交渉を続けて、企業誘致の事業に影響が出た場合の不利益と、今後この事業により得られる利益などを総合的に勘案し、今回の内容で旧地権者と合意することはやむを得ないものと考えます。

産廃処理を完了させる期限もある中で、旧地権者との交渉が長引くことで、この企業誘致事業が頓挫した場合の損害もお聞きできましたけれども、令和3年3月末までに支出した約4億2,000万円、また市が将来得られる税収が入らなくなること、また造成工事の請負業者からの損害賠償が求められる可能性もあることなどで、損害額がかなり多額になることが想定できます。

一方で、企業誘致事業を成功させた場合には、年間約1億円の固定資産税、法人税、そういった税収が上がる試算が出ているというところでもあります。

この産廃処理費について、ここに至っては、大型投資の呼び水としてのコストとして考えることはできないだろうかとか、なかなか市民の理解を得られることはできないかもしれませんが、でも逆に交渉が長引くことでコストはより大きくなり、市民の損害はより大きくなってしまっているのではないかと、そんなところを考えるとところです。

さて、今回の議案を否決した場合を考えると、旧地権者に対する権利の放棄と和解は認めないとなります。つまり、改めて旧地権者に支払いを求めるなどの交渉が再開されるのではないかと、そういったところになるという御答弁もありました。さきに交渉が長引くことの不利益を述べましたが、まさにその交渉が再開されて長引くことにつながるおそれがあります。それは避けたいと思っております。

次に、本当に1割でよいのかを考えたとき、1割で簡単に市民の理解を得ることは難しいのかもしれませんが、交渉過程の中で、市民のことを考えて粘り強く話し合いをした結果なのだと受け止めました。

もともと企業誘致は市の事業、県の企業庁にお願いしておりますが、市の

事業であり、旧地権者が市の事業に協力をしてもらっているという関係性の背景もあります。

ただ、今回のことを受けて注意すべきことは、公共がお願いする事業だからといって、産廃処理費用を公費で負担することが常にまかり通るということにはなってはいけないと思います。周辺住民への聞き込みを徹底するなど、さらなる調査の充実は今後においては求めたいと思います。

このような事情から、現段階において、今ある事実から考えますと、市民全体に対する損害を少しでも少なくするため、また岩倉市の発展と信頼に向け、自己財源確保、雇用の創出等につながる企業誘致事業を滞りなく進めるためにも、旧地権者に対する求償権という権利を放棄し和解すべきであり、そうすることはやむを得ないと判断し、議案第74号に賛成します。

◎委員（梶谷規子君） 議案第74号「川井野寄地区での土地開発事業における産業廃棄物処理に係る権利の放棄及び和解について（追認）」、賛成できず、反対の立場で討論を行います。

この議案は、川井町野寄地区工業用地内の廃棄物処理費用の旧地権者の負担を土地売買代金の1割とした合意について住民監査請求が出され、その監査の結果を受けて、勧告の2つ目に基づくものであります。

代表監査委員からも、この議案の審議が慎重に行われることが言われ、何よりも新聞報道で知った市民から、厳しい意見がたくさん寄せられています。

この議案を賛成できないことの1つは、愛知県と地権者で交わされた売り渡す土地に廃棄物があれば、自費でかつ責任を持って廃棄物を撤去すると明記された確約書が何の意味も持たなかった結果になってしまったことです。

一方で、県と市で締結された開発基本協定書は、廃棄物が確認された場合には、旧地権者へ撤去を指示し、撤去が履行されないときは県が指定する日までに市が適正に処理すると規定しています。これでは県の対応がダブルスタンダードになっていて、確約書の効力は成り立たなくなってしまうのではないのでしょうか。

そして、廃棄物が確認されてから、市は口頭で廃棄物の撤去を指示していますが、やはり文書で厳しく公正に指示するべきではなかったか、考えるものです。

先ほどお聞きすると、やはり土地を買わせていただいたというこちらの市の立場で、そのようにされたということですが、まだ疑問に残るものです。

旧地権者は、廃棄物が埋設されていることを承知していなかったと言われますが、まだその信憑性についても疑問です。農地法違反の農地転用、使用した業者に対する管理責任など、旧地権者の対応には問題があると考えます。

また、市も平成29年に柵の設置がされたこと。他の60筆は売買の前に調査が終わっているのにもかかわらず、この2筆だけが売買後にしか調査できなかったこと。そのうち1筆は旧地権者がぎりぎりまで使用するため待つてほしいという対応だったことなどを踏まえ、廃棄物埋設がなぜ予見できなかったのか問われるところだと考えます。

また、地権者の負担が廃棄物の処理費用を基準としたものではなく、なぜ土地売買価格の1割なのかが大きな問題だと考えます。

自分で業者に廃棄物の処理を依頼すれば、市が処理するほどの額はかからないと考えるので1割程度が妥当と言われたことに対し、そのようなことはあり得ないということが本会議でも、その額について建設部長が答えられましたが、そういった処理費用の詳細について、もっと強く言うべきであったのではないのでしょうか。

交渉の最後、旧地権者が言ったとおりに合意していますが、市の顧問弁護士の助言もあった中で、この1割に合意していることの対応はいかがだったかとやはり疑問に思うものです。

また、県の対応についても疑問です。

全ての交渉は市の責任で行われ、何のための確約書なのかが最後まで疑問に残るばかりです。

今年の2月26日に旧地権者が土地売買代金の1割を払うことを定めた合意書まで、県・市・旧地権者3名で締結までされ、交渉は旧地権者の思いのままというふうに受け止めるものです。

本当に、議会の議決は大変重いものだと考えます。

訴訟になるという方向も、まだ市には訴状は届いていないということですが、その方向が明らかになってきている中で、やはり私は継続審査にすべきだとまだ考えています。やはり裁判の中で異なった結論が出た場合、議会が市民に対して説明責任を果たせないというふうに考えます。

現時点で、この議案に対して賛成ができないということでやはり反対とさせていただきます。

◎委員長（片岡健一郎君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議案第74号「川井野寄地区での土地開発事業における産業廃棄物処理に係る権利の放棄及び和解について（追認）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第74号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任をいただきたいと思いますと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。